

工機ホールディングス株式会社に対する勧告について

令和5年3月27日
公正取引委員会

公正取引委員会は、工機ホールディングス株式会社（以下「工機ホールディングス」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第5号（買ったたきの禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	7010401038697
名称	工機ホールディングス株式会社
本店所在地	東京都港区港南二丁目15番1号
代表者	代表取締役 寺口 博
事業の概要	電動工具の販売等
資本金	1億円 ^(注)

(注) 本件違反行為時は51億2608万7500円

2 違反事実等の概要

(1) 工機ホールディングスは、子会社又は卸売業者に販売する電動工具向けホースカバーセット（以下「ホースカバーセット」という。）の製造を個人たる事業者（以下「本件下請事業者」という。）に委託していた。

(2)ア 本件下請事業者は、ホースカバーセットの原材料価格の上昇等を背景として、製造原価割れが生じることが明らかであると認識したことから、令和2年12月から令和3年1月までの間に、工機ホールディングスに対して、ホースカバーセットの単価の引上げを求める見積書を提出した。

イ 工機ホールディングスは、本件下請事業者が提示した見積単価では自社の利益に与える影響が大きく、また、本件下請事業者から単価引上げが必要な理由が十分示されていないと考えていたが、価格交渉が長期化すると自社の生産活動に影響が生じかねないことを踏まえ、令和3年1月12日頃、本件下請事業者に対して、自社の利益を優先し、本件下請事業者の製造原価等を考慮することなく、単に区切りがよいとして設定した金額を提示した上、実際には具体的な単価引上げの計画などなかったにもかかわらず、今後、段階的に単価を引き上げる旨を伝えた。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
	電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

なお、このとき工機ホールディングスが提示した金額は、本件下請事業者によるホースカバーセットの見積単価よりも約46パーセント少ない金額であった。

ウ 本件下請事業者は、前記イで工機ホールディングスから提示された金額では製造原価割れが継続すると認識していたものの、工機ホールディングスから伝えられた、段階的に単価を引き上げる旨の言動を信頼し、令和3年1月22日頃、前記イで工機ホールディングスから提示された金額を記載した見積書を再提出した。

エ 工機ホールディングスは、前記ウで再提出された見積書を用いて単価改定の社内稟議を行い、令和3年1月29日から新単価を適用した。これにより、ホースカバーセットの単価は、従来と比較して約17パーセント上昇したが、当該新単価でも本件下請事業者の製造原価を下回っていた。

(3) 工機ホールディングスは、前記(2)イの言動に反して、令和3年1月29日以降、本件下請事業者に対するホースカバーセットの単価を引き上げることはなかった。

(4) ホースカバーセットの製造は、本件下請事業者に生じた事由により、一定数量納品したところで、他の事業者を引き継がれることになった。工機ホールディングスが、令和4年5月18日に、当該他の事業者と価格協議を行って定めたホースカバーセットの単価は、前記(2)エの新単価の3倍を超える額であった。

(5) 工機ホールディングスは、令和5年3月15日、本件下請事業者に対し、同人が令和2年12月から令和3年1月までの間に最初に提示した見積単価を用いて計算した代金の額と下請代金の額との差額である302万9268円を支払った。

(6) 工機ホールディングスから本件下請事業者が発注されていたホースカバーセットの単価は、平成21年2月頃から令和3年1月28日までの間、10年以上にわたって据え置かれていたものである。

また、平成30年には、工機ホールディングスの担当者が本件下請事業者へ自社の原価低減活動への協力を打診し、本件下請事業者が可能な範囲で協力を検討すると回答したにすぎないにもかかわらず、工機ホールディングスの担当者は、本件下請事業者が発注していたほとんど全ての商品について、製造に要する原材料費等の動向を考慮することなく、単価を一律5パーセント引き下げた本件下請事業者名義の見積書を作成した上、本件下請事業者に、印を押して提出するよう求めており、この行為には工機ホールディングスの役員も関与していた。

ただし、この時は、本件下請事業者が当該見積書を提出しなかったため、一律の単価引下げは実施されていない。

3 勧告の概要

- (1) 工機ホールディングスは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第5号の規定に違反するものであること。
 - イ 今後、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めないこと。
- (2) 工機ホールディングスは、今後、下請法第4条第1項第5号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者等に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (3) 工機ホールディングスは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
 - ア 下請事業者に対して、当該事業者が令和2年12月から令和3年1月までの間に最初に提示した見積単価を用いて計算した代金の額と下請代金の額との差額である302万9268円を支払ったこと。
 - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) 工機ホールディングスは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
 - ア 下請事業者に対して、当該事業者が令和2年12月から令和3年1月までの間に最初に提示した見積単価を用いて計算した代金の額と下請代金の額との差額である302万9268円を支払ったこと。
 - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) 工機ホールディングスは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

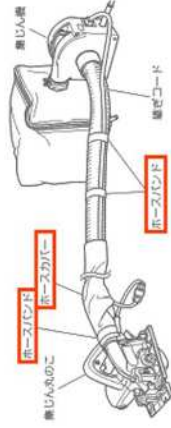
工機ホールディングス(株)による買ったたき事件

工機ホールディングス (親事業者)



下請取引の内容

工機ホールディングスが販売する電動工具向け「ホースカバーセット」の製造(製造委託)



出典: ホースカバーセット使用説明書 (工機ホールディングス株式会社)

違反行為の概要(買ったたき)

ホースカバーセットの単価引上げを求め本件下請事業者に対して、実際には具体的な計画などなかったにもかかわらず、段階的に単価を引き上げる旨説明し、その言動を信頼した本件下請事業者に、令和3年1月、自社の利益を優先した、本件下請事業者の製造原価未満の新単価を受け入れさせた

個人事業主 (本件下請事業者)

勧告内容

工機ホールディングスは、

- 今後、下請業者に買ったたきを行わないことを取締役会で決議し確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

工機ホールディングスは、本件下請事業者に対して、本件下請事業者が引上げを求めて提出した見積単価を用いて計算した代金の額と下請代金の額との差額(約302万円)を支払っている。

【その他の認定事実】

- ※1 ホースカバーセットの単価を10年以上にわたって据置き
- ※2 平成30年には、工機ホールディングスの担当者が、商品の単価を一律5パーセント引き下げた本件下請事業者名義の見積書を作成し、印を押して提出するよう本件下請事業者に要求(工機ホールディングスの役員も関与)
- ※3 本件行為の後、本件下請事業者に生じた事由により、ホースカバーセットの製造は他の事業者を引き継がれることになったが、その際の単価は、本件下請事業者と取引していた単価の3倍を超える額

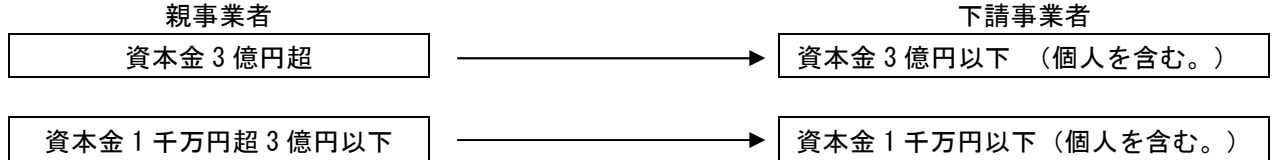
2 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

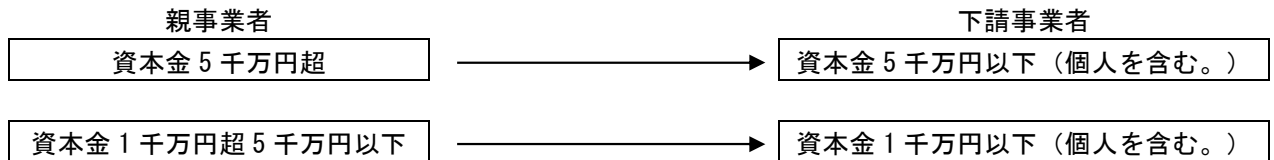
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～四 （略）

- 五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六、七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）